

# 第4回 農業委員会総会 会議録

1 開 会	1
2 議 題	1
(1)議事録署名委員の決定について	1
(2)農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	1
議案第1号	1
議案第2号	2
(3)農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	3
議案第3号	3
(4)農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	5
議案第4号	5
議案第5号	6
(5)非農地通知について	6
議案第6号	6
議案第7号	8
議案第8号	9
議案第9号	10
(6)農用地利用集積計画に係る意見決定について	10
議案第10号	10
(7)地籍調査事業に係る農地の地目認定について	11
議案第11号	11
その他	12
3 閉 会	12

## ○ 出席者

会長	15番	渡邊	浩正		
会員	1番	関	光博	2番	揚石 明
	3番	佐藤	栄一		
	6番	福田	一紀	7番	中山 敏克
	8番	大野	文子	9番	桑原 雅子
	10番	塚原	信一	11番	町野 位夫
	12番	渡辺	正明	13番	手塚 みち子
	14番	石塚	英好		

日 時 令和5年9月20日(水)16時00分  
場 所 第一委員会室

## 1 開 会

---

○議長（渡邊 浩正） 本日 5 番 柳田 章委員から欠席届が出ております。

本総会の出席議員数は 13 名となり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。それではただいまから第 4 回農業委員会総会を開催いたします。

（16：00）

## 2 議 題

---

### (1) 議事録署名委員の決定について

---

---

○議長 会議規則第 19 条第 2 項の規定により、2 名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

（議長一任）

それでは議長より指名いたします。7 番中山 敏克委員 8 番大野 文子委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

（なし）

ありがとうございます。

### (2) 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定について

---

---

○議長 付議事件（2）、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る決定について、議題にします。

議案第 1 号

---

○議長 まず、議案第 1 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班3副班長、6番 福田 一紀委員お願いいたします。

○福田 一紀委員 本日、午前9時00分から、委員3名、事務局3名の計6名で、農地法第3条2件、農地法第4条1件、農地法第5条2件、非農地4件の現地調査を実施いたしました。

詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様方のご審議をよろしくお願いたします。

○議長 はい、ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。次に、議案第1号の現地調査の詳細な報告を、6番 福田 一紀委員にお願いします。

○福田 一紀委員（申請地位置説明）

現地は多少草が生えていますが、手をかけてある状態です。地図上だと進入路が見当たりませんが、申請人が隣の土地も宅地として購入し、出入りするようなので何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくお願いたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第1号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第1号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第2号

---

○議長 議案第2号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明がおわりました。次に、議案第2号の現地調査の詳細の報告を、14番 石塚 英好委員にお願いします。

○石塚 英好委員 (申請地位置説明)

現地は、ちょうど稲刈りしているところで、所有者が変更するだけなので、何ら問題はないと見て参りました。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第2号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 ないようでしたら、これより採決いたします。

議案第2号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

### (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件(3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について、議題にします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、申請人の代理人である3番 佐藤 栄一 委員の退室を求めます。( 退室 )

### 議案第3号

○議長 議案第3号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明がおわりました。次に、議案第3号の現地調査の詳細の報告を、14番 石塚 英好委員にお願いします。

○石塚 英好委員 (申請地位置説明)

申請地と県道との現況は既に田ではなく、整地してある状況でありました。

ただ土をあげるだけなので、水路が確保できていれば何ら問題ないとみてまいりました。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第3号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○揚石 明委員 埋め立てる目的は何か教えてください。

○事務局 補足いたします。こちらそもそも大雨のときは沼のように水が集まってくる土地で、目的は畑にすることなんですけれども、やはりちょっと土を入れて、ある程度の高さを確保しないと畑にはならないほど、沼になってしまうので転用の必要性があります。

ただこの面積が3,000㎡を超えると県の土砂条例に引っかかります。、逆に県の許可がないと入れられないという案件にはなるんで、さらに許可出すにあたっての指導等は、土砂条例の方で入ってきます。こちら農業委員会サイドとしてはこちらを畑として、所有者が4条で申請して、何とかこの今のような状況を、畑として埋め立てて使えればという内容でございます。

○議長 ほかに質問ございませんか。

○大野 文子委員 申請者の年齢はいくつぐらいでしょうか。これから畑をされるということなので。

○事務局 申請書に年齢の記載はありません。年齢要件はありませんが、現在申請者は農業を行っていて、圃場のすぐ近くにお住まいです。

○議長 それでは、ほかに質問ございませんようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案が終了しましたので、3番 佐藤 栄一 委員の入室を求めます。

(4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

---

○議長 付議事件(4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について、議題にします。

議案第4号

---

○議長 議案第4号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、議案第4号の現地調査の詳細の報告を、14番 石塚 英好委員にお願いします。

○石塚 英好委員 (申請地位置説明)

譲受人は譲渡し人の息子で、現在は佐野市に在住です。

現地は、分筆の測量はすでにあり、境界は確認してきましたので何ら問題ないとみてまいりました。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第4号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 栄一委員 転用目的欄は申請代理人としてよく修正するのですが、議案としての転用の目的の表記は、申請書とは別で統一したほうが良いと思う。

○事務局 貴重なご意見ありがとうございます。

○議長 ほかにございませんか。ないようでしたら、これより採決いたします。

議案第4号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

## 議案第5号

---

- 議長 議案第5号について事務局の説明を求めます。
- 事務局長（事務局説明）
- 議長 事務局の説明がおわりました。次に、議案第5号の現地調査の詳細の報告を、9番 桑原 雅子委員にお願いします。
- 桑原 雅子委員（申請地位置説明）
- 案内図を見ると申請地の周りは何もないように見受けられますが、すでに住宅に囲まれておりまして、現地のみ耕作されていないような状況です。
- 今回の一般住宅の建築を行うにあたって何ら問題ないものと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくお願いします。
- 議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第5号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。
- 揚石委員 譲受人についてですが、外1名という表記はあるんですか。
- 事務局 申請書譲受人は、松澤 健人、松澤 一美のお二人です。申請書にも連名で記載がありますので、この場で作成上の誤りということで認めていただければと思います。
- 議長 ほかにございませんか。ないようでしたら、これより採決いたします。
- 議案第5号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。
- （異議なしの声）
- 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

## (5) 非農地通知について

---

- 議長 付議事件(5) 非農地通知について、議題にします。

## 議案第6号

---

- 議長 議案第6号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明がおわりました。次に、議案第6号の現地調査の詳細の報告を、6番 福田 一紀委員にお願いします。

○福田 一紀委員（申請地位置説明）

案内図にある、久夫さん宅の東側が現状畑のように見えて、まだ耕作可能と思われる。5筆中の4筆は草が生い茂っていたり林のようになっている。畑に思われる部分は正確に地図等で確認しなおしてもらってからまた総会にかけるほうが良いと見て参りました。

皆様の慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第6号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 栄一委員 議案6～9号全部に通じて、申請書があがってきての非農地証明ではなく、非農地通知でいいのか。

非農地通知を出してほしいという申し出があったのか。それとも農地台帳を整備している中で、事務局であげたものなのか。証明であれば20年以上非農地であることを証明する航空写真等の資料を求められるので

○事務局 結論から申し上げますと、農業委員会が発する行為です。前農地利用最適化推進委員である岡本さんから事務局へ情報提供があり、こちらで現地確認し、事務局が委員会へ提出したという案件です。そして本日現地調査に行きましたが、添付資料がある案件ではないためその場の判断ができなかったというのが現実であり、本日は承いただくのは難しいというところでございます。

○揚石 明委員 現地調査ではこの現場はどのような状況になっていましたか。

○事務局 雑木林のようになっています。図面がなくでどこからが申請地なの



か判断が難しいです。

○議長 前推進委員からの情報提供ということもありますが、再度調査しないと結論が出ないと思いますが、ほかにございますか。

○佐藤 栄一委員 保全すべき農地ではないのであろうけれど、やはり特定して通知を出したほうが良いと思います。

○事務局 ご意見ありがとうございます。

○町野 位夫委員 一部耕作されている場所についてですが、昔この土地を勝手に利用している人がいると聞いたことがあるので、事務局でもう少しよく調査したほうが良いと思う。

○議長 ほかにございませんか。ないようでしたら、これより採決いたします。議案第6号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

#### 議案第7号

---

○議長 議案第7号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、議案第7号の現地調査の詳細の報告を、6番 福田 一紀委員にお願いします。

○福田 一紀委員 (申請地位置説明)

案内図を見ると、6号議案のすぐ北側です。申請地の一部にあたる大貫邸の南側部分が耕作されている状態です。先ほどの案件と同じような状態になりますので、ここはちょっと調べてからの方がよろしいかと思います。

皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

- 議長 はい。委員の報告が終わりました。議案第7号も先ほど6号と同じような、お話でございますので、今回は審議ということではなくて、また再調査ということにしたいのですが、皆さんどうでしょうか。
- よろしいでしょうか。では、そのようにさせていただきます。

#### 議案第8号

---

- 議長 議案第8号について事務局の説明を求めます。
- 事務局長（事務局説明）
- 議長 事務局の説明がおわりました。次に、議案第8号の現地調査の詳細の報告を、9番 桑原 雅子委員にお願いします。
- 桑原 雅子委員（申請地位置説明）
- 現地はすでに樹木が生い茂り現実開墾して耕作するには非常に厳しい状況となっており、非農地として判断することはやむを得ないものと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。
- 議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第8号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。
- 佐藤 栄一委員 申請地の手前側も同じような状態ではないかと思いますが、今後委員会として非農地とする予定はないのでしょうか。
- 事務局 まだ手前側まで拡大はしていない状況でしたが、この先何十年後には同じような状態になると想定されます。
- 議長 ほかにございませんか。ないようでしたら、これより採決いたします。
- 議案第8号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。
- （異議なしの声）
- 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

## 議案第9号

---

○議長 議案第9号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明がおわりました。次に、議案第9号の現地調査の詳細の報告を、9番 桑原 雅子委員にお願いします。

○桑原 雅子委員（申請地位置説明）

すでに樹木が生い茂り現実開墾して耕作するには非常に厳しい状況となっており非農地として判断することはやむを得ないものと見て参りました。

皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第9号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 ございませんか。ないようでしたら、これより採決いたします。

議案第9号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

## (6)農用地利用集積計画に係る意見決定について

---

○議長 付議事件(3)農用地利用集積計画に係る意見決定について、議題にします。

## 議案第10号

---

○議長 議案第10号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 それでは、質疑意見等を求めます。

○議長 ごさいませんか。ないようでしたら、これより採決いたします。

議案第 10 号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

#### (7)地籍調査事業に係る農地の地目認定について

---

○議長 付議事件(7)地籍調査事業に係る農地の地目認定について、議題にします。

#### 議案第 11 号

---

○議長 議案第 11 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明がおわりました。

○議長 それでは、議案第 11 号について、質疑意見等を求めます。ございせんか。

○揚石 明委員 佐藤委員、地籍調査ごとに変えていくから、地積が 100 からいきなり 20 になったりすることはないですね。

○佐藤 栄一委員 はい。

○議長 何か事務局ありますか。

○事務局 補足です。まずこの手続き上の話ですが、市長の方から、市長名で地籍調査。令和 4 年度の現地調査を実施したところについてまとまったので農業委員会に意見を求められているというものでございます。

9 月 1 日付けで、農地に関わるこの地籍調査の結果地目を認定しているので、意見をうかがわれたということで、今回、委員会に提出したものでございます。

○議長 ほかに質問ございせんようですので、これより採決いたします。

議案第 11 号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

○議長 以上で本日の審議事項を終了することができました。

その他

---

○議長 その他の事項について事務局の説明をお願いします。

- ・令和6年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項について
- ・農業委員会長宛ての匿名通知について
- ・農地バンク活用マニュアルについて
- ・栃木女性農業委員の会第1回研修会について

### 3 閉 会

---

○議長 以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

令和5年10月20日

議長

渡邊 浩正

議事録署名員

大野 文子

議事録署名員

中山 敏克

